

第6 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第45条の2（電話リレーサービス料の支払い義務）に規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	ア 当社は、(E)データサービス及び(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約者回線の契約者識別番号について、2(料金額)に規定する電話リレーサービス料を適用します。 イ 2(料金額)に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

2 料金額

2-1 (E)データサービス及び(E)データ特定契約サービス(4G)に係るもの

単位	料金額（月額）
1の契約者識別番号ごとに	1円(1.1円)